

奈良県労働委員会の委員の任期が令和七年十二月三十一日をもって満了するため、労働組合法施行令（昭和二十四年政令第二百三十一号）第二十一条第一項の規定により、次のとおり使用者委員及び労働者委員の候補者の推薦を求めます。

令和七年九月二日

奈良県知事 山下 真

一 推薦資格のある者

1 使用者委員の候補者については、奈良県の区域内のみに組織があり、労働問題を取り扱うことが主な目的であるか、又は業務の重要な部分として労働問題を取り扱う使用者団体

2 労働者委員の候補者については、奈良県の区域内のみに組織があり、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二条及び第五条第二項の規定に適合することを奈良県労働委員会に立証し、それを認められた労働組合

二 委員候補者の資格

労働組合法第十九条の四第一項に規定する者に該当しない者であること。

三 推薦期間

令和七年九月九日から同年十月二十一日まで。ただし、推薦書類を郵送する場合は、同日までの消印のあるものに限り有効とします。

四 推薦のときに提出する書類

1 別記様式による推薦書及び候補者の履歴書

2 労働組合については、労働組合法第二条及び第五条第二項の規定に適合する労働組合であることの奈良県労働委員会の証明書

五 推薦書類の提出先

奈良県産業部人材・雇用政策課（〒六三〇―八五〇一 奈良市登大路町三〇番地）

六 奈良県労働委員会への資格審査申請

1 労働組合法第二条及び第五条第二項の規定に適合することの承認（以下「承認」といいます。）を受けようとする労働組合は、奈良県労働委員会事務局に備え付けられた資格審査申請書に立証資料を添付して奈良県労働委員会に令和七年九月二十四日までに提出してください。ただし、資格審査申請書等を郵送で提出する場合は、同日までの消印のあるものに限り有効とします。

2 過去に承認を受けた労働組合であっても、新たに承認を受けなければなりません。

別記様式

年 月 日

奈良県知事 殿

所 在 地

名 称

代表者氏名

奈良県労働委員会委員候補者の推薦について

労働組合法施行令第21条第1項の規定による奈良県労働委員会の委員の候補者の推薦の求めに応じ、奈良県労働委員会の労働者を代表する委員の候補者として、下記の者を推薦します。

記

氏 名	年齢	所属組合名、役職及び地位	略 歴

(備考)

- 1 必ず候補者本人が自署した履歴書を添付してください。履歴書には、労働組合法第19条の4第1項に規定する欠格事由（拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでの者であること）に該当しないことを明記してください。
- 2 不明な点があれば、奈良県産業部人材・雇用政策課へ照会してください。